

東海市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホームページ、印刷物等本市が所有する資産（以下「市有資産等」という。）を民間企業等の広告媒体として活用することにより、新たに自主財源を確保するとともに、生活情報を広く提供することによる市民サービスの向上及び地域経済の活性化につなげることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産等のうち、広告の掲載が可能なものをいう。

ア ホームページ

イ 印刷物

ウ その他広告媒体として活用可能な市有資産等で、市長が適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体への広告掲載、広告を掲載した広告媒体の無償提供等をいう。

(広告掲載を行う市有資産等の選定基準)

第3条 広告掲載を行う市有資産等の選定基準は別に定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第4条 市長は、広告掲載に係る次に掲げる事項について、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

- (1) 広告又は広告媒体の規格
- (2) 広告の募集数又は広告媒体の数量
- (3) 広告掲載の位置
- (4) 広告掲載の期間
- (5) 広告掲載料
- (6) その他市長が必要と認める事項

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、市又は広告代理店が行うものとし、募集方法に関する事項は、別に定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告案等の広告掲載に係る書類
- (2) 会社の概要がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(広告掲載内容の審査及び選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められる者が広告掲載の募集数を超えた場合において、次の順序により、広告掲載を行う者（以下「広告掲載者」という。）を選定する。ただし、広告媒体ごとの選定に係る順序が次の順序と異なる場合は、別に定めるものとする。

- (1) 市内に本社、本店等を有する者
- (2) 市内に支社、支店等を有する者
- (3) 前2号に該当しない者

3 前項の規定により選定する場合において、同位の者が複数あって広告掲載の募集数を超えるときは、同位の者のうちから抽選により、広告掲載者を選定する。

4 市長は、前3項の規定により選定した結果を広告掲載決定通知書（様式第2）により申込者に通知する。

(広告掲載者の責任)

第8条 広告掲載者は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告掲載の期間が終了したときは、市長の指示に従い、掲載した広告を撤去するとともに、広告媒体を原状に復するものとする。

3 版下原稿及び広告の作成、広告の取付け並びに広告の撤去に要する経費は、広告掲載者の負担とする。

4 広告が破損等した場合において、その修復に要する経費は、広告掲載者の負担とする。ただし、市の責めによる場合はこの限りでない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。
- (2) 広告内容が広告案、事業計画等と著しく相違するとき。
- (3) 広告掲載料が指定する期日までに納入されなかったとき。
- (4) 広告に関する原稿等が指定する期日までに納入されなかったとき。
- (5) 書面により広告掲載者の決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他市長が広告掲載を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載する旨の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第3）により広告掲載者に通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により広告掲載料を納入しなければならない。ただし、無償提供のために広告掲載料を徴収しない場合は、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第11条 納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告掲載できない場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 広告掲載開始前 既納の広告掲載料の額
- (2) 広告掲載開始後 1日当たりの広告掲載料の額（納入すべき広告掲載料を広告掲載の日数で除した額とする。）に広告掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

2 広告掲載料の還付を受けようとする広告掲載者は、広告掲載料還付申請書（様式第4）により市長に申請するものとする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（審査会の設置）

第12条 本市が所有する資産等への広告掲載の適否について審査するため、東海市広告掲載審査会を置くものとし、所掌事務等の必要な事項は別に定めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 （第 6 条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

（宛先）東海市長

申込者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

東海市広告掲載要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 媒 体	
掲載申込期間	年 月 日～ 年 月 日（ か月）
掲載申込箇所等	
本 申 込 み に 係 る 担 当 者	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： F A X： E－M A I L：
提 出 書 類	(1) 広告案等の広告掲載に係る書類 (2) 会社の概要がわかるもの (3) その他市長が必要と認める書類
備 考	
遵 守 事 項 等	(1) 東海市の広告掲載に関する各規定を遵守します。 (2) 東海市税等の滞納はありません。また、広告掲載に関して 必要のあるときは、東海市の市税等の納税状況等について 確認することに同意します。

様式第 2 （第 7 条関係）

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

第 号
年（ 年） 月 日

様

東海市長

年（ 年） 月 日付けで申し込みいただきました広告掲載
について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 広告掲載を決定しました。

広 告 媒 体	
掲 載 期 間	年（ 年） 月 日～ 年（ 年） 月 日（ 箇月）
広 告 掲 載 料	円
掲 載 箇 所 等	
広告掲載料の納期限	
広告原稿の提出期限	
備 考	

☐ 今回は広告掲載を見送らせていただきます。

掲載しない理由	
---------	--

様式第 3 （第 9 条関係）

広 告 掲 載 決 定 取 消 通 知 書

第 号
年（ 年） 月 日

様

東海市長

年（ 年） 月 日付けで決定した広告掲載について、下記の理由により広告掲載の決定を取り消しましたので、東海市広告掲載要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

取 消 理 由	
備 考	

様式第4 (第11条関係)

廣告掲載料還付申請書

年 月 日

(宛先) 東海市長

申請者 住 所

团体名

代表者氏名

電話番号

東海市広告掲載要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり広告掲載料の還付を申請します。

記

決 定 通 知 日	年 月 日	決定通知番号	第 号
広告掲載期間	年 月 日～ 年 月 日（ か月）		
既 納 掲 載 料	円		
還 付 申 請 額	円		
申 請 理 由			
還付金振込先	金融機関名	支店名	預金種目 普通・当座
	口座番号	フリガナ 口座名義	

決 定 事 項	1 還付する。 2 還付しない。(理由)			
	既納掲載料	還付金額	差引掲載料	還付予定日
	円	円	円	年 月 日

※決定事項欄については、記入しないでください。